

## 第6回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和7年7月25日（金）午後2時～

場所 いなべ市役所 シビックコア棟2F研修室

### 1 開会

### 2 委嘱状の交付

### 3 会長あいさつ

### 4 説明事項

第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール・・・当日資料1

第5回アクションプランの主なご意見と対応事項・・・当日資料2

### 5 審議事項

(1) 公共施設等総合管理計画の現状と課題・・・資料1

(2) 働き方改革・業務改善に係る現状と課題・・・資料2

(3) 第3次いなべ市行政改革アクションプラン（未審議分）・・・資料3

実施項目の指標等に対するご意見（公認会計士）・・・資料4

### 6 第3次いなべ市行政改革アクションプラン（審議分）の確認（メール依頼）

第3次いなべ市行政改革アクションプラン（審議分）送付資料1

実施項目の指標等に対するご意見（公認会計士）送付資料2

### 7 次回の会議について

開催日時：令和7年8月22日（金）午後2時から

場 所：いなべ市役所 シビックコア棟2F研修室

### 8 閉会

# 行政改革アクションプラン 実施項目一覧

基本方針	推進項目	項目番号	実施項目	担当課	5月23日	7月25日	説明順
基本方針1 職員力と組織力の向上	(1) 改革を実行できる職員の育成	1	職員の育成による市民サービスの向上	職員課	○		
		2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上	職員課、関係各課	○		
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課		○	5
		4	多様な働き方の実現	政策課	○		
				職員課	○		
				業務課	○		
	(3) 業務改革による生産性の向上	5	RPA、BPRの推進	政策課、情報課	○		
		6	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課		○	3
		7	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	議事課、庶務課、関係各課(政策課)	○		
				情報課、関係各課	○		
				法務課、関係各課	○		
		8	入札及び契約制度適正化の更なる推進	契約管理課		○	6
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立	(1) 公共施設マネジメントの強化	9	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課		○	1
	(2) 経常的な経費の効果的な配分	10	効果的な予算編成業務	財政課		○	12
		11	補助金・負担金の総点検	政策課、関係各課(監査課)		○	9
	(3) 安定的な自主財源の確保	12	受益者負担の適正化(施設使用料・手数料)の総点検	政策課、管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課		○	10
		13	徴収率の維持・向上	納税課	○		
		14	特別徴収の推進	市民税課		○	7
		15	相続登記の促進	資産税課		○	8
		16	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課	○		
		17	寄附金制度の有効活用	商工観光課、関係各課(政策課)	○		
		18	効果的な資金運用	会計課、関係各課		○	4
ビ率基本的本の方構安針築定3した効果的政治的サ・イ効	(1) 行政サービスのデジタル化推進	19	行政手続のオンライン化の拡充	情報課、関係各課	○		
		20	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	情報課、市民課	○		
	(2) 多様な主体との連携と協働	21	公民連携(PPP／PFI)事業の推進	政策課、関係各課	○		
		22	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課(監査課)		○	2
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供	23	行政評価の効果的な運用	政策課		○	11

### 第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール

No	日程	内 容
1	R7/4/16～ 5/2	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
2	R7/5/9 第4回 行政改革 推進委員会	第7回総合計画審議会と同時開催 ○第3次いなべ市総合計画の策定について ・行政改革アクションプラン ・推進委員会と幹事会 ・部会名簿 ○スケジュール及び役割分担
3	R7/5/12～ 6/30	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標
4	R7/5/23 第5回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題
5	R7/6/2～ 10/31	第3次いなべ市行政改革アクションプラン等の成果指標の確認委託 (公認会計士)
6	R7/7/25 第6回 行政改革 推進委員会	○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
7	R7/8/22 第7回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題
8	R7/10/24 第8回 行政改革 推進委員会	予備日 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題
9	R7/11/7 第9回 行政改革 推進委員会	第9回総合計画審議会と同時開催  ○ 第3次いなべ市総合計画（案）の審議
10	R7/11/14～ 12/13	○パブリックコメント
11	R8/1/16 第10回 行政改革 推進委員会	第10回総合計画審議会と同時開催  ○パブリックコメント（回答案） ○第3次いなべ市総合計画（答申）

第5回行革委員会 第3次いなべ市行政改革アクションプランに対する 主なご意見と対応事項（アクションプラン全体について）	
アクションプランの財政効果「一」について	<p>行政改革アクションプランの実施は、その実施によりコスト削減や増収など「財政効果」のほかに、コストはかかるがお客様を待たせる時間短縮につながるなど、「サービスの質（業務品質）の向上（市民満足度の向上）」や「働き方改革による業務改善」など、何らかのテーマがあるはずである。</p> <p><b>【対応事項】</b></p> <p>→推進委員会の意見を反映し、現行シート右上の財政効果の欄を廃止し、取り組みごとに「目指す具体的効果」を追記する様式に修正。</p> <p>※既に、行政改革大綱で「基本方針1 職員力と組織力の向上」「基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立」「基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの提供」の3つのテーマを掲げているため（※ご意見にあった「多様な主体との連携、協働」は基本方針3に含まれている）、改めてのテーマ設定は行いません。</p>
アクションプランの実効性（実施時期）について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多くのアクションプラン実施時期について、迅速性がない。 検討や調査に時間をかけ過ぎて実効性が乏しい。実施時期を再検討すべきである。（公用車の適正化など1年でやってほしい。）</li> <li>2 行政改革アクションプランを実効性あるものにするためには、最初の1、2年間で集中的に実施して成果を上げることで、行政改革を軌道にのせることが重要である。迅速性のある設定が必要である。</li> <li>3 実施時期は、全部を5年間で一斉に実施するよりも、一定の項目を集中的に小さいサイクルで取組み、その結果を見てその後の対応につなげるべきである。（組織横断的な課題検討会議等の開催の実施時期など、小さいサイクルや部分的な試行の結果により実施、検証する。）</li> <li>4 行政改革において、民間でできることは民間委託が推奨されてきた面はあるが、行政でやる方が迅速にできて、効率性や効果が上がることもある。よって、既に民間委託している内容も含めて各事業を振り返ることも必要である</li> </ol> <p><b>【対応事項】</b></p> <p>→全アクションプランについて実施時期の再検討をする。短い（小さい）サイクル（短い時間軸）や部分的な試行を通して、「評価、検証、改善」につながる仕組みづくりとする。</p> <p>→各課で、5年間の効果が最大になるよう再検討し、修正。</p>
指標の設定の仕方や目標値の妥当性と効果について	<p>評価指標において、何故その指標が設定されたのか意図が分からぬいため、その目標数値の妥当性の判断がつかない。現状に対する評価がなく、2次行政改革大綱の定性的状況を踏襲しているように感じられる。</p> <p>（行政手続のオンライン手続化数、マイナンバーカード枚数、キャッシュレス決済の利用件数、返礼品発送件数など）</p> <p>また、それを増やすことによって、何がどのように効果として上がるのかが分からない。</p>

	<p>例えば、他自治体での状況比較から目標設定に至ったとか、他市より勝っているが、いなべ市が特に力を入れているからさらに推進する必要性から目標設定に至ったなど、一定の基準に基づいた分析により設定した理由が必要である。</p> <p><b>【対応事項】</b></p> <p>→実施項目の設定経緯や背景等について、その必要性を口頭説明したが、「実施項目」と「目的」の間に「設定経緯・背景」を設け、説明書を追記する。        ※様式に「実施項目」と「目的」の間に「設定経緯・背景」の項目を追加。        ※「成果指標」の妥当性が判断できるよう、説明する項目を追加。</p> <p>→第3次行政改革アクションプランは、第2次の評価検証の反省点を踏まえ、定量的に定めることになっている。全所管課で再検討する。        ※委員意見の趣旨を踏まえて、指標の妥当性や効果の考え方を再検討。</p>
全アクションプランの再考について	<p>今回のアクションプランについては、原課から提出されたものに対して、政策課の確認作業が済んだ上で提出されたものか。(政策課の確認後に提出したものです。)各アクションプランにおいて、行政改革を推進するために何が必要か再考すること。</p> <p><b>【対応事項】</b></p> <p>→次回提出予定のアクションプランと合わせて各所管課にて再考を行う。        特に実施内容と実施時期について、より具体的になるよう再考する。</p>

# 公共施設等総合管理計画の現状と課題

令和7年7月

総務部 管財課

# 1. いなべ市公共施設統廃合に関する答申(平成 21 年 9 月)とその進捗状況

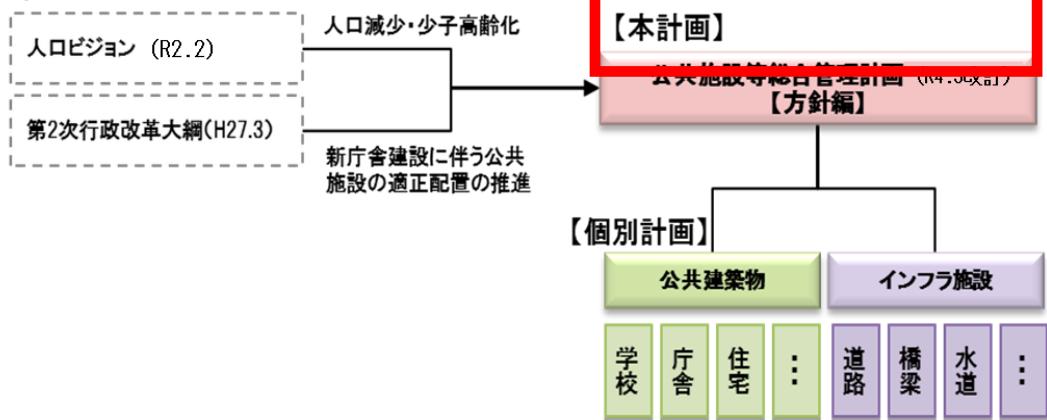
いなべ市では、いなべ市行政改革推進委員会が平成 21 年 9 月に策定した「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」に基づき、合併により保有することとなった複数の類似する公共施設の統廃合に向けた取組を行ってきました。

いなべ市公共施設等総合管理計画は、これらの考え方を整理し、今後の財政状況や人口動態を踏まえ、本市の公共建築物全体を適切に維持管理、更新していくための基本的な方針を策定したものです。

## 【これまでの取組】

公共施設統廃合に関する答申(H21.9)	水道ビジョン(H21.2)
<b>【基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市全体として適正な施設配置を検討し、住民サービスの質の確保と新たな住民ニーズにも対応できるような機能面の充実を図る</li><li>・サービス提供の「量」から「質」への転換を図る</li></ul>	<b>【施策目標】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・安心・快適な給水の確保</li><li>・安定給水・災害対策の強化</li><li>・経営基盤の強化</li><li>・環境対策の強化</li><li>・お客様サービスの向上</li></ul>
<b>橋梁長寿命化修繕計画 (H29. 3)</b> <b>【基本方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・定期点検による橋梁の状態の継続的な把握による安全性の確保</li><li>・「対症療法型」から「予防保全型」管理への移行によるコストの縮減</li><li>・中長期的な観点から対策の優先順位を判断し予算を平準化</li><li>・重要度や損傷程度を総合的に評価した修繕計画の策定</li></ul>	<b>下水道ビジョン(H27.3)</b> <b>【取組方針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人モノカネの持続可能な一体管理の確立</li><li>・汚水処理の最適化</li><li>・非常時のクライスマネジメントの確立</li><li>・市民理解の促進とプレゼンスの向上</li></ul>

## 【関連計画】



本計画の公共施設マネジメントにおける、当初の指針である「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 年 9 月)で示された検討結果に対する進捗状況は次頁となっています。

「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(H21.9)で示された検討結果一覧と進捗

施設分類	施設名	検討結果(H21.9月)				進捗(R7.4月)
		現状維持	統廃合	民間委託	廃止	
市民会館等	大安公民館	●				現状維持
	北勢市民会館	●				現状維持
	藤原文化センター	●				R7～R8 大規模改修
	員弁コミュニティプラザ	●				現状維持
資料館等	郷土資料館			●		移転、休止(R7 解体予定)
	藤原岳自然科学館			●		解体済。藤原文化センターへ移転
児童館	梅戸北児童館	●				譲渡
	中央児童センター			●		休止。解体はまだ
	丹生川上集会所			●		用途変更、自治会が管理
図書館	北勢図書館		●			
	員弁図書館		●			
	大安図書館		●			
	藤原図書館		●			統廃合せず維持
体育館	員弁運動公園体育館	●				現状維持
	大安スポーツ公園体育館	●				R7 大規模改修
	北勢体育館				●	解体済
	大安海洋センタースポーツ館				●	R7 大規模改修
屋内運動場施設	スパーク大安	●				現状維持
野球場	員弁野球場	●				
	大安スポーツ公園野球場	●				現状維持
	北勢其原グランド	●				
	藤原第1野球場	●				
	員弁市之原野球場			●		廃止。現在、企業の駐車場に
	北勢中山グランド			●		現状維持
	大安西部運動場			●		現状維持
	藤原第2野球場			●		自治会譲渡
プール	員弁運動公園海洋センタープール	●				現状維持
	北勢プール			●		休止 解体予定
	大安海洋センタープール			●		解体済。員弁運動公園プールと統合
武道場	大安武道館	●				
	北勢武道場			●		現状維持
	大安海洋センタースポーツ館			●		
運動場	員弁運動公園運動場	●				
	藤原運動場	●				現状維持
	大安スポーツ公園運動場			●		
艇庫	大安海洋センターボート	●				現状維持
テニスコート	員弁運動公園テニスコート	●				
	大安スポーツ公園テニスコート	●				現状維持
	北勢テニスコート	●				
サッカー場	員弁運動公園サッカー場	●				現状維持
	北勢フットサルコート	●				解体済
		22	4	1	14	

【結果】 当初の検討結果通り 統廃合できた施設は

0 / 4

民間委託できた施設は

0 / 1

廃止(譲渡・休止を含む)できた施設は

7 / 14

利用休止・用途廃止(譲渡・賃貸を含む)となった実績(予定も含む)

施設名	利用休止又は廃止の年月	経緯・理由等
ふじわら社会福祉センター	用途廃止 令和 3 年 8 月	社会福祉協議会のサーバー室が撤去され、放課後児童クラブと暮らしの保健室として使用。
十社保育所	用途廃止 平成 28 年 4 月	保育園が統合されたため民間企業に貸付け。
熟人荘	用途廃止 平成 21 年 11 月	民間企業に貸付け。
笠間第一保育園	用途廃止 平成 25 年 4 月	保育園が統合されたため。社会福祉法人へ貸付け。
ふじわら作業所	用途廃止 平成 29 年 8 月	非営利活動法人へ譲渡。
十社幼稚園	用途廃止 平成 20 年 3 月	放課後児童クラブとして使用。
立田小学校 校舎	用途廃止 平成 29 年 3 月	地元自治会へ貸付け。
中里小学校	用途廃止 平成 29 年 3 月	郷土資料館等として活用。
白瀬小学校 校舎	用途廃止 平成 29 年 3 月	民間企業に建物譲渡。
東藤原小学校	用途廃止 平成 29 年 3 月	学校法人に建物譲渡。
員弁健康センター	用途廃止 令和 6 年 1 月	民間企業へ建物譲渡。
郷土資料館(大安)	用途廃止 令和 5 年 4 月	旧中里小学校校舎へ移転。消防団詰所建設により解体予定。
十 社小学校プール	用途廃止 令和 5 年 7 月	令和 5 年度に解体済。
治 田小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 8 年度に解体予定。
阿下喜小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 8 年度に解体予定。
山 郷小学校プール	用途廃止 令和 5 年 7 月	令和 6 年度に解体済。
三 里小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 8 年度に解体予定。
丹生川小学校プール	利用休止 令和 5 年 7 月	令和 7 年度に解体予定。
北勢東部林業会館	用途廃止 令和 5 年 11 月	地元自治会に建物譲渡。
北勢福祉センター	用途廃止 令和 5 年 3 月	本庁の保健センター棟へ集約化したため。解体済。
大安老人福祉センター	用途廃止 令和 5 年 3 月	老朽化が進み、入居者が 0 となつたため。
北勢谷坂住宅	用途廃止 令和 5 年 12 月	老朽化が進み、入居者が 0 となつたため。
たんぽぽ作業所	用途廃止 令和 4 年 10 月	社会福祉協議会に建物譲渡。
ほくせい保育園	用途廃止 令和 7 年 4 月	社会福祉協議会へ建物譲渡。
コミュニティ消防センター (下野尻)(古田)(坂本)(市場) (長尾)	用途廃止予定 令和 8 年度	藤原庁舎解体後に新設する詰所に統合するため。
藤原庁舎	用途廃止予定 令和 7 年度	消防団詰所建設により解体予定。

## 2. 公共建築物の現状

### (1) 公共建築物の保有状況

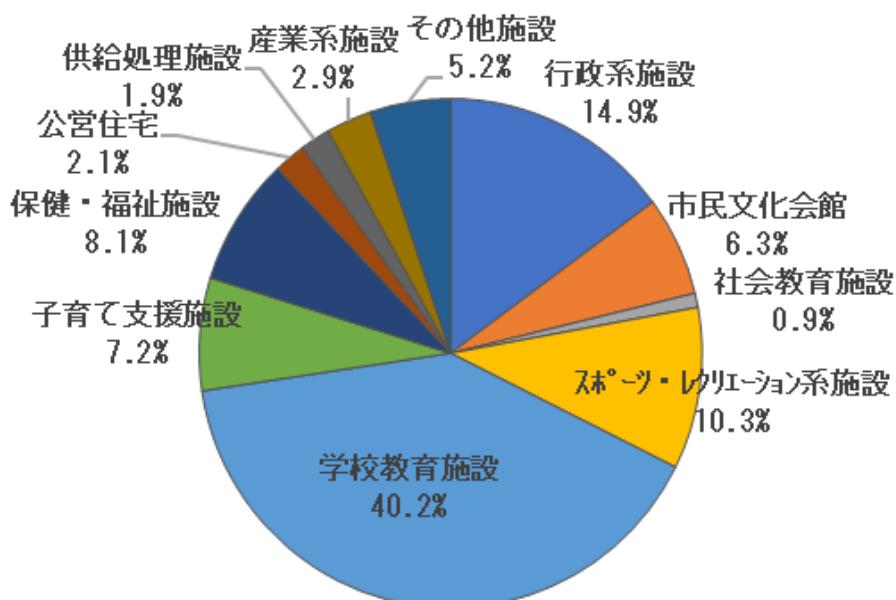
本市では、延床面積 23.4 万m<sup>2</sup>の公共建築物を保有しており、延床面積全体のうち、学校教育系施設が 40.2%、行政系施設が 14.9%、スポーツ・レクリエーション系施設が 10.3%を占めています。

年度別の整備状況をみると、築 30 年以上経過した施設が延床面積全体の 38.9%を占めています。また、1970 年代から 1990 年代前半の 21 年間と合併前後の 6 年間に施設整備のピーク時期があることから、今後、これらの施設の大規模改修や建替え時期が集中することが想定されます。

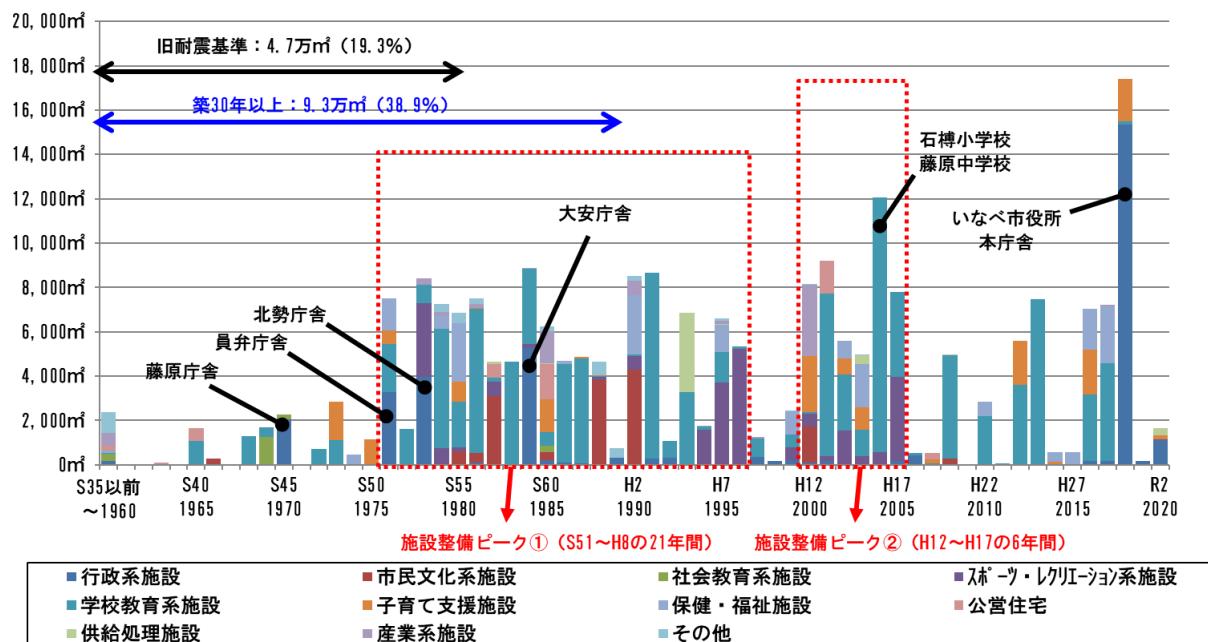
公共建築物の類型ごとの保有状況 ※令和 3(2021)年 3月末時点

公共建築物の類型	延床面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)
行政系施設	34,857	14.9
市民文化会館	14,844	6.3
社会教育施設	2,094	0.9
スポーツ・レクリエーション系施設	24,086	10.3
学校教育施設	94,298	40.2
子育て支援施設	16,761	7.2
保健・福祉施設	19,048	8.1
公営住宅	4,836	2.1
供給処理施設	4,505	1.9
産業系施設	6,855	2.9
その他施設	12,113	5.2
合計	234,298	100.0

※その他施設には、駅関連施設、普通財産等の施設が含まれています。また、公園及び下水道の建築物は、インフラ施設として区分していることから除外しています。



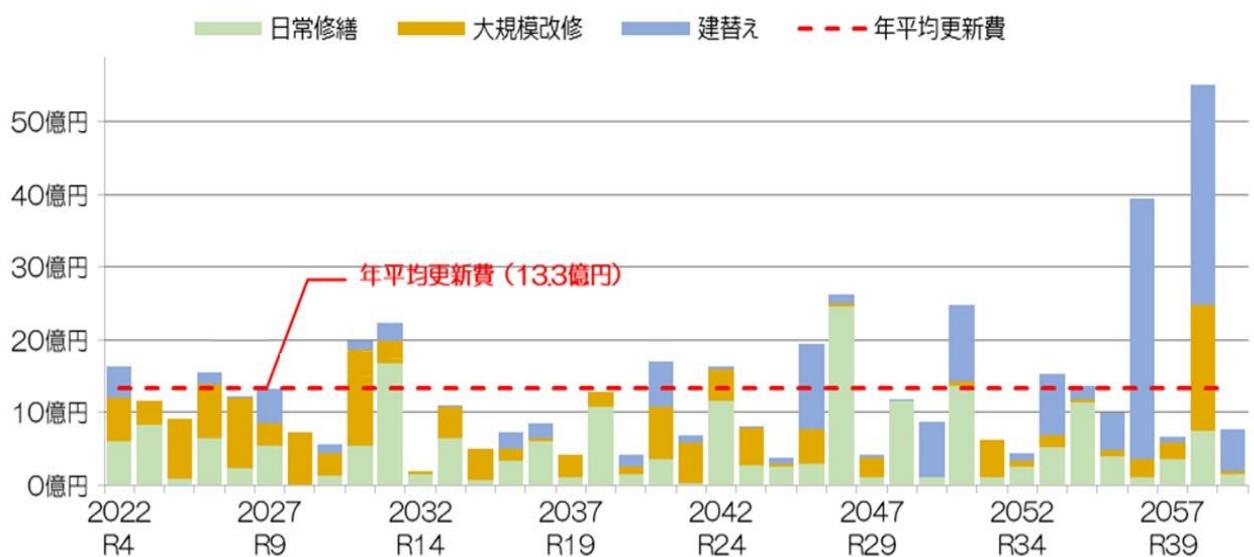
## 公共建築物の年度別整備状況(総延床面積) ※令和3(2021)年3月末時点



## (2)公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

日常修繕と大規模改修(長寿命化改修)を予防保全の考え方により周期的に実施することで、物理的にも機能的にも長寿命化を図ることとして試算すると、令和4年から令和42年までの39年間で維持管理・更新等に係る中長期的な経費は519億円で、年平均換算で13.3億円となります。

### 公共建築物の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み



#### 【日常修繕の考え方】

日常修繕は、建物を良好に維持するために実施するものとし、費用を計上します。

日常修繕に係る費用は、公共施設(建物)の更新費の 10%とします。

#### 【大規模改修の考え方】

大規模改修については、長寿命化(予防保全型)の管理において、建物の構造ごとに設定した耐用年数の半分を経過した時点で実施するものとし、費用を計上します。

また、非木造で 30 年以内、木造で 15 年以内に建替え時期がくるものについては、大規模改修を実施せず、建替えを行うこととします。大規模改修に係る費用は、公共施設(建物)の更新費の 25%とします。

#### 【建替えの考え方】

建物の構造ごとに長寿命化を考慮した耐用年数が来たタイミングで建替えを実施するものとし、費用を計上します。

### 3. 公共建築物を取り巻く課題

#### (1)今後、想定される課題

視点	現況及び見通し	今後想定される課題
人口	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後30年間で総人口は2割程度減少</li><li>・少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等に対する需要の減少</li><li>・公共施設等に対するニーズの変化</li></ul>
財政	<ul style="list-style-type: none"><li>・合併特例の終了による財政規模縮小</li><li>・高齢化等の進行による扶助費の増加</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政規模の縮小による投資余力の減少</li><li>・更新費等の確保が困難となる可能性</li></ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・築30年以上の建築物が3分の1以上</li><li>・他市と比較して一人当たり保有量が多い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化に伴う更新需要の増大</li><li>・更新需要の増大による市民負担の増大</li></ul>
インフラ	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村合併により多くのインフラを抱える</li><li>・30年後には更新時期がピークを迎える</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・維持するために多くの更新費が必要</li><li>・更新費が大幅に不足する可能性</li></ul>

#### 課題解決に向けた取組の視点

将来の人口動態と市民ニーズの変化への対応を図りつつ、  
財政規模縮小を見据えて公共施設等の保有量を見直し、  
今後増大する更新需要に対応するための更新財源を確保

## (2)施設所管課ヒアリングによる個別課題

- 維持費がかかるため統廃合を進めたいが、個々のスポーツ施設においては、それぞれに強く根付いたスポーツ団体とその関係者がいるため配慮が必要。  
(北勢其原グラウンド、藤原第1野球場、北勢中山グラウンド、大安西部運動場、大安武道館、北勢武道場など)
- 蛍光灯が生産中止になるため、LED照明へ交換しなければいけないが、施設数が多く多額の費用がかかるため、まだ大部分が実行できていない。
- 大規模、長寿命化の改修計画を立てているが、将来に予算が確保できるか不透明。
- 事業によっては定められた施設の定員があり、短期的に超過する場合、代替の公共施設もしくは公共スペースが見つからないため、調整に苦慮する。
- 統廃合を進めるには、将来を見据えた大局的な財政感覚・経営感覚を持って進めたいところだが、実態は多岐にわたる部署が、個々で施設を管理・運営しているため、統一的な動きが取れない。また部署が個々で判断するので、思い切った判断ができない。

資料2

# 働き方改革・業務改善に係る現状と課題

令和7年7月

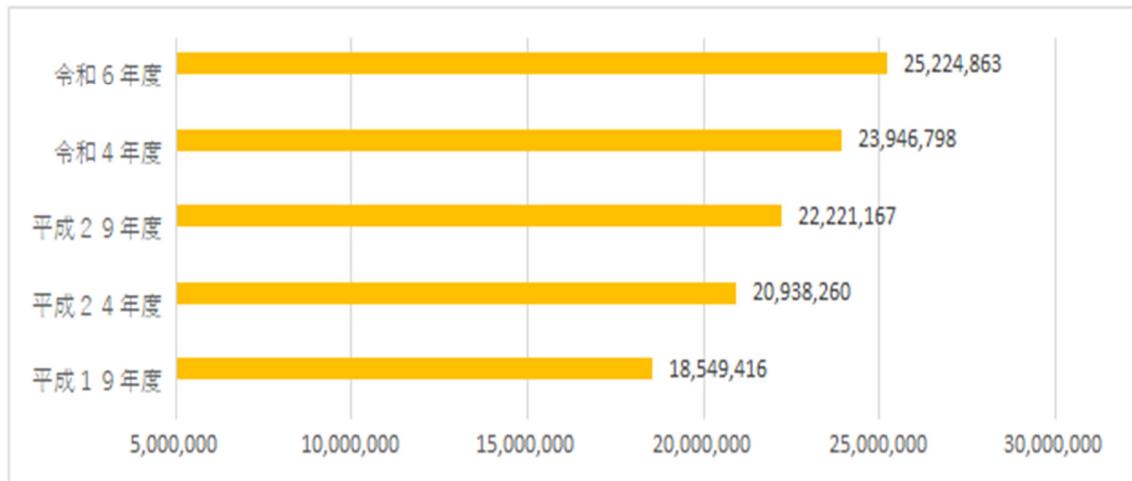
会計課

## いなべ市の歳出決算

### いなべ市の歳出決算

(単位 千円)

会計	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 29 年度	令和4年度	令和6年度
一般会計	18,549,416	20,938,260	22,221,167	23,946,798	25,224,863



## 会計課の現状

### 1 会計課の事務内容と事務従事者数

会計課の事務は年々高度化・迅速化・多様化が求められており、従来の事務に加えて令和7年度の新規事務は8項目追加となり今年度中に遂行する必要があります。

さらに、事務従事職員数は令和5年度は8人体制でしたが、令和7年度は6人体制(課長を含む)となり職員1人あたりの負担が増加しています。

### 2 会計課の事務事業(事務事業名 出納事務)

出納事務の、令和元年度の執行済額は 1,132 千円でしたが、手数料及び委託料の増加により、令和 6 年度の執行済額は 13,020 千円となり事務事業費は約 10 倍です。

委託料の増加により、他課の事務が軽減されたところもありますが、逆に、会計課が他課の取りまとめ役とならざるを得ない状況となり会計課の事務量の増加となっています。

### 3 会計課の主な事務

会計課の一日の事務で長時間従事するのは、収入事務と支出事務になります。特に支出事務については、3人体制で各種伝票の審査から振り込みを伴う支払い事務、支払い後の伝票の処理から保管用の簿冊にするまで(以下、「支出伝票処理」という。)を行っています。

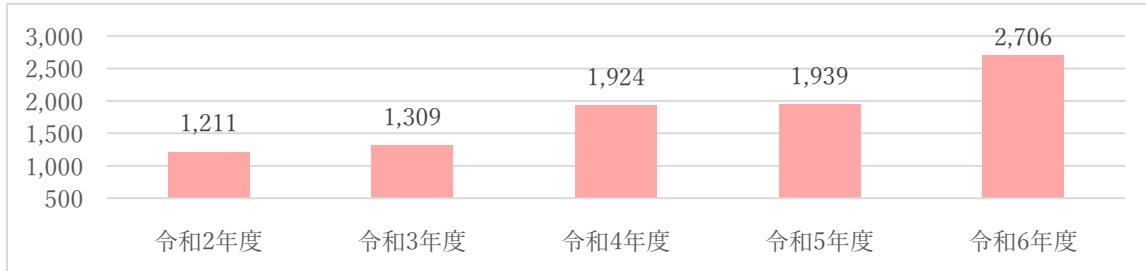
## 4 財務会計システムの伝票

### (1) 年間の伝票審査数



年間約3万件の紙伝票を審査しており、1日平均約150枚の伝票審査を行っています。1枚の審査に係る時間は短ければ5分程度(職員1名と課長の審査)ですが、事案によつては、30分以上課内で検討する場合もあります。

### (2) 伝票の内容不備等による担当課への返却数



伝票審査時、添付資料不足や添付資料の内容不備、負担行為日や調定日誤り、債権者誤り、押印漏れなどが原因で差し戻す場合は、担当者へ直接伝票を返却しています。

中には、1枚の伝票で2、3回差し戻す場合もあり、会計課職員だけでなく担当者の負担にもなっています。

### (3) 支出伝票の数(支出命令書・負担行為兼支出命令書)

令和6年度の、支出命令書の件数は約 3,300 件、負担行為兼支出命令書の件数は約 20,600 件と約 24,000 件の支出伝票処理業務を行っています。

## 5 支出伝票処理業務

令和6年10月の支出伝票処理業務状況は、4日、5日、10日、11日、16日、20日、23日、25日、30日と計9回の支払日を設けることになりました。この状況は現在も続いており約2日に一回は支払いのための作業を行っていることになります。

## 6 財務会計システムの伝票の保管

支出伝票処理後は、各種紙伝票をいなべ市共通の文書保存箱にて保管します。会計課の年間保存箱数は、約 65 箱で、うち、財務会計システムの伝票は約 50 箱(10年保存)になります。特別会計、公営企業会計の伝票も会計課で保管しています。会計課横の金庫は4年分しか保管できるスペースがないため、翌年度になると1年分を地下書庫に移動させています。また、会計検査実施時には、担当課職員が文書保存箱に保管してある支出証拠書類の中から必要な伝票を検索し、付箋処理を行い伝票を借用する手間が発生しています。

## 担当課の負担や課題

### 1 伝票作成等

#### 【負担】

- ①紙決裁のため伝票を印刷する作業が発生する。
- ②紙決裁に必要な証拠書類をコピーする作業が発生する。
- ③証拠書類を伝票に糊付けする作業が発生する。
- ④会計検査実施時に会計課保管の伝票を借用する作業が発生する。

#### 【課題】

- ①伝票不備防止対策として不必要的書類の添付が発生する。
- ②伝票の入力ミスや請求書、債権者情報の誤入力が発生する。
- ③紙回覧による決裁状況の不可視化

### 2 本庁以外(保育園・学校等)

#### 【負担】

- ①伝票を本庁へ持参する必要がある。

#### 【課題】

- ①紙決裁のため紛失のリスクがある。
- ②作成から審査までに時間がかかり、支払遅延のリスクがある。
- ③不備があった場合に再審査までに時間がかかる。

## 会計課の負担や課題

#### 【負担】

- ①繁忙期(4月、5月)の伝票の量が多く、職員の残業日数が増加する。
- ②紙伝票を、年間約3万件審査する必要があり職員の負担となっている。
- ③伝票の内容不備等による担当課への返却数が多く職員の負担となっている。
- ④支出伝票処理業務が月9回、伝票にして年間約24,000件あり職員の負担となっている。

#### 【課題】

- ①事務が増える一方、従事職員の人数が減少
- ②繁忙期(4月、5月)の伝票の量が多く、審査に時間がかかるため、支払遅延のリスクがある。
- ③繁忙期(4月、5月)は特に内容不備等が多いため、審査に時間がかかる。
- ④文書保存箱増による保管場所の減少

## 今後求められること

多くの自治体においては、これらの「担当課の負担や課題」と「会計課の負担や課題」を改善するため、会計事務のDXの検討をする必要があります。

本市においても財務伝票の電子化については、導入に向けて検討すべきと考えます。起票、決裁(回付)、審査、支払、保管等の事務手順それぞれで時間短縮していく必要があり、会計課業務の質を落とさず持続させていくためには解決策を電子化に求めるることは必然と考えます。

### 先進市事例の効果検証

本市と同じ財務会計システムを使用している東久留米市役所では、職員の事務負担の軽減、業務効率化を目的として、契約・会計事務のDXに取り組んでいます。

このうち、会計事務における支出事務のDXに向けて実施した主な施策は、以下のとおりです。

- (1) 電子請求システムの導入、および財務会計システムとの連携
- (2) 財務会計システムへの電子決裁機能追加
- (3) BPR(BusinessProcessRe-engineering)

上記の取組開始から1年が経過したため、支出事務に係る実業務での具体的な効果を検証すべく、効果検証を実施された。

※BPRについて

東久留米市役所では、上記システム導入と併せて、決裁・会計審査業務における添付書面の削減など、業務プロセス自体の見直しにも積極的に取り組んでいます。

(例) 支出命令書の様式を変更し、支出内訳書(市独自運用資料)の添付を除外等

### 1 会計事務DX効果試算(東久留米市)

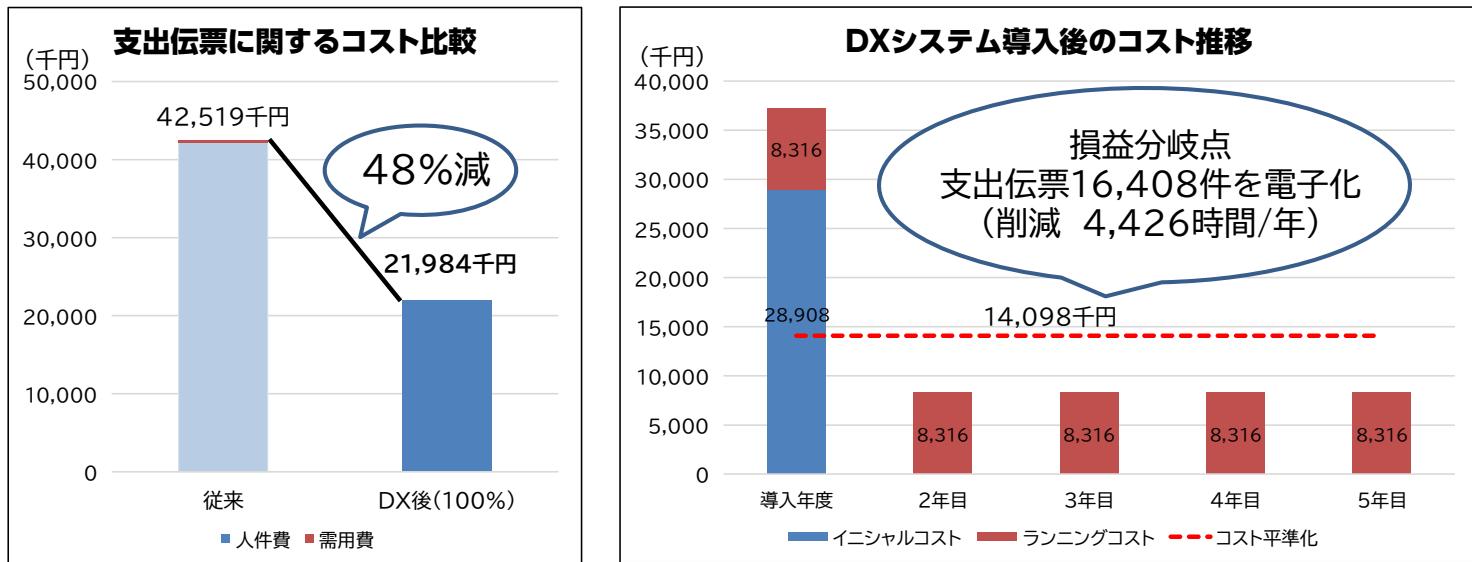
- (1) 所要時間削減 年間約8,907時間の削減効果
- (2) コスト削減 年間約28,902,347円のコスト削減効果
- (3) 環境負荷低減(CO2排出量削減) 印刷用紙99,501枚の製造で発生CO2排出量 約584kg/年 (森林約664m<sup>2</sup>が1年間に吸収するCO2の量に匹敵)

### 2 会計事務DXに伴う財政効果試算(いなべ市)／政策課資料

別紙のとおり

## Point

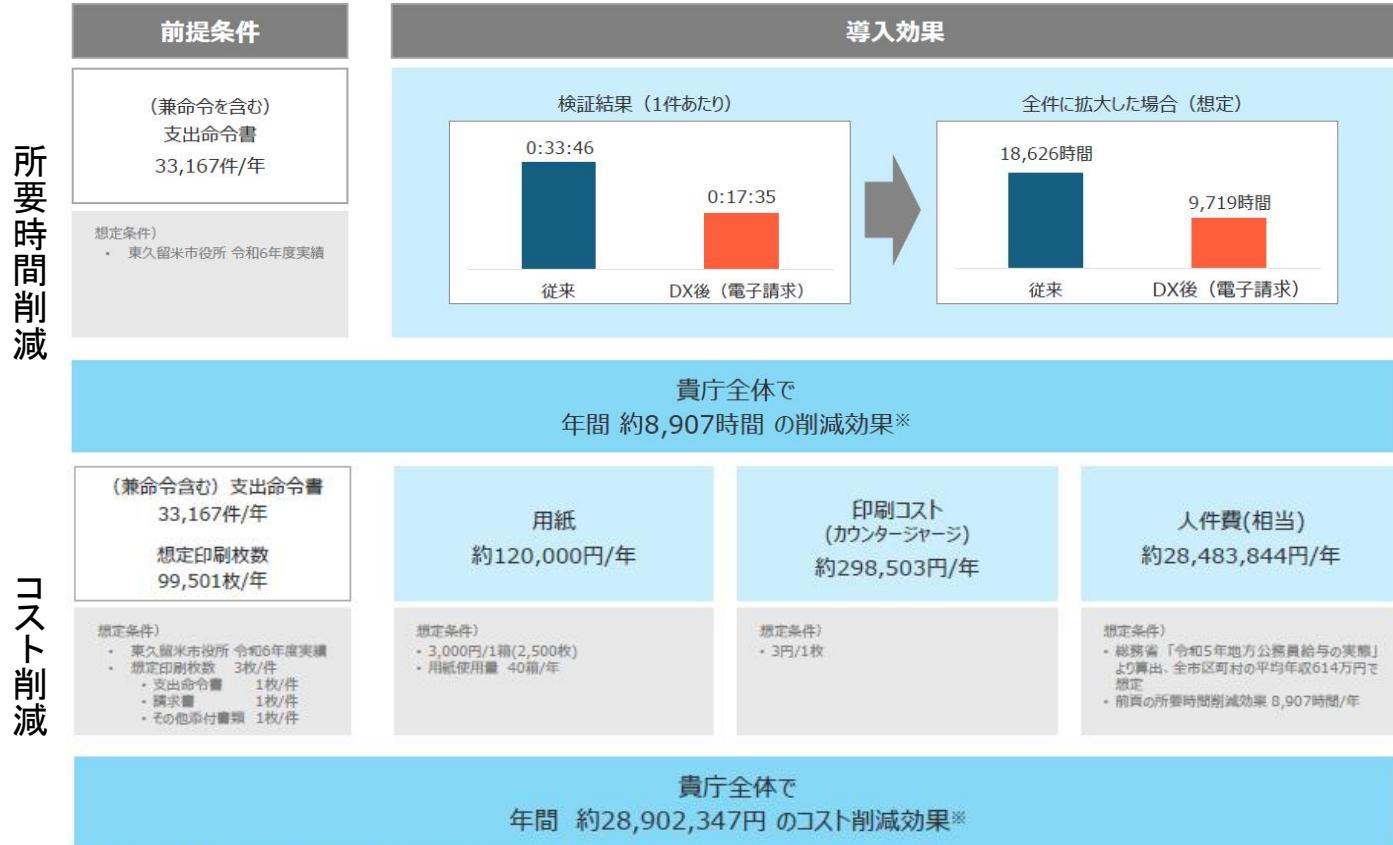
- 東久留米市の「DX効果試算」データを基に算出(DXにより職員の作業時間削減16分11秒/件など)
- 令和6年度決算時の支出伝票23,900件を全て電子化した場合の財政効果額は**2,054万円**
- DX導入・維持管理に伴うコストに見合う財政効果額は毎年15,782件の支出伝票を電子化で実現



1

## 財政効果試算条件(東久留米市)

出典:支出事務DXの効果検証について(作成:ジャパンシステム株式会社)



※ 本結果は想定条件に基づく試算上の数値であり、参考値としてご確認ください。

→支出伝票1件あたりの削減時間:16分11秒 用紙・印刷コスト削減:12.6円

2

## 人件費

- 対象職員:正規職員(再任用、特別職除く)
- 対象人数:268人
- 対象経費:給料、期末手当、勤勉手当(令和6年度決算額:1,603,733千円)  
※令和6年度地方財政状況調査で報告した金額
- 人件費単価: $1,603,733\text{千円} \div 268\text{人} \div (\text{令和6年度勤務日数}(246\text{日}) * \text{1日の勤務時間}(7.75\text{時間})) = 3,139\text{円/時間}$
- 支出伝票事務に係る費用の算出方法  
(従来) 東久留米市の伝票1件あたりの所要時間×令和6年度支出伝票処理件数×人件費単価=42,519千円…A  
(DX後) A-(支出伝票1件あたり削減時間(16分11秒)×令和6年度支出伝票処理件数×人件費単価=21,984千円

## 需要費

- 対象経費:用紙代、印刷コスト(カウンターチャージ)
- 伝票1件あたりの単価:用紙代 3.6円、印刷コスト 9円  
※東久留米市の想定条件を適用
- 支出伝票事務に係る費用の算出方法  
(従来) 令和6年度支出伝票処理件数×伝票1件あたりの単価=301千円  
(DX後) 0円

3

## システム導入コスト

- 導入想定のシステムは3つ(プラットフォーム導入、財務会計・文書管理システムとの連携)  
イニシャルコスト合計:28,908千円  
ランニングコスト:8,316千円/年
- コスト平準化の算出方法(システムの耐用年数5年で想定)  
 $(28,908\text{千円}/5) + 8,316\text{千円} = 14,098\text{千円}$
- 損益分岐点  
システム導入費用(コスト平準化)に見合う人件費・需用費の削減額を達成できる支出伝票電子化数を算出  
 $14,098\text{千円} \div 859\text{円/件} = 16,408\text{件}$

4

## 行政改革アクションプラン

分類	基本方針Ⅰ 職員力と組織力の向上				
	(3) 業務改革による生産性の向上				
項目番号	5	担当課	政策課、情報課	財政効果	⊖
実施項目	RPA、BPRの推進				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)					
目的	業務プロセスについて検証し、業務の効率化を図る。				
取組概要	<p>○パソコン上で行う定型的な事務作業の洗い出しを行い、RPAの利用拡大を推進し、業務全体の生産性の向上を図る。</p> <p>○特に定型的で業務量の多い業務(長時間労働が多い業務)などを対象として、業務プロセスの検証(BPRの推進)を行い、改善・見直しを行うことで業務の効率化を図る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)					
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 RPA等を活用した業務効率化	利用拡大に向けた調整		BPRの実施と併せて調整・検討		
2 BPR推進手法の検討	調査・研究		BPRの実施と併せて調整・検討		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 RPA操作シナリオの作成件数 (累計)	目標数値	RPA 10件	RPA 15件	(調整・検討の進捗に応じて設定)	(調整・検討の進捗に応じて設定)
	実績数値				
効果額					
2 BPR実施件数 (累計)	目標数値	—	—	(調整・検討の進捗に応じて設定)	(調整・検討の進捗に応じて設定)
	実績数値				
効果額					
参考	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	国、県、類似自治体等の平均より高い(低い)ため、行革を通じて増加(削減)する。過去の実績値や取り組みの傾向を踏まえて、行革によりその数値を増やす(削減する)等			
	効果額の捉え方	業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 →※この欄の記載内容は、新設の「目指す具体的効果」と「指標の基準欄」の該当する欄に移動して下さい。			
参考		政策課の役割／先進事例を確認し、原課との間でRPA、BPRの推進調整 情報課の役割／原課との間でRPA、BPRの実施			
		RPA／ロボティック・プロセス・オートメーションの略。パソコン上で行う定型的な事務作業をソフトウェアロボットが自動化する技術のこと。 BPR／ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。業務内容やその流れ(業務プロセス)を分析し最適になるよう設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。			

### ※列幅・行の高さは変更しないでください

令和7年5月23日開催の「いなべ市行政改革推進委員会」からの意見を踏まえて、シートの修正を行いました。以下の内容を踏まえて再検討をお願いします。

#### ○削除（財政効果）

・財政効果以外にも効果はある（サービスの質の向上、職員能力の向上等）という推進委員会の意見を受け、「目指す具体的効果」の欄を新設しましたので、この欄は削除します。

#### ○新設（実施項目設定の経緯・背景）

・なぜこの取り組みを行うのかがわかるよう、経緯・背景について記載して下さい。  
・また、この欄の記載内容を含めて、以下の目的、取組、実施内容、評価指標が、妥当な内容となっているかについても再検証をお願いします。

#### ○新設（目指す具体的効果）

・基本方針の視点で、目指す具体的効果を追記して下さい。  
※効果が複数の基本方針にまたがる場合はそれぞれ記載して下さい。  
→例：サービスの効率化 →市民利便性向上と時間削減による財政効果。

#### ※考え方

基本方針1. 職員・組織改革（能力、連携、定着・確保、質の向上、組織力向上）  
基本方針2. 財政面の改革（歳入・歳出の改善、基本方針1.3の経費・時間・人員削減等も）  
基本方針3. 行政サービスの改革（種類や対象の増加、効率化等、個人や団体との協業）

#### ○再検討（評価指標の項目と実施時期）

・検討や調査に時間をかけ過ぎて実効性が乏しいという推進委員会の指摘を踏まえ、指標とその実施時期を再検討して下さい。例：公用車の適正化は、毎年、同数ずつを削減するよりも、最初の1~2年目で集中的に削減した方が5年間の効果は大きくなるがいかがか、といった意見が挙げられています。また、徴収率が99%以上なのにさらに増加を目指すという指標は妥当か、といった意見もあります。妥当な理由がある場合は、新設の「指標の基準・考え方」欄に追記をお願いします。

※※※行政改革推進委員会は、今後、毎年度、複数回開催します。現時点で最も効果的な指標やスケジュールを設定した上で、次年度以降で変更の必要が生じた際には、その理由と変更内容を推進委員会に諮り、建設的に改善を重ねられるようにします。

#### ○再検討（効果額）

・現時点で指標を設定していない取り組み内、人員削減や時間短縮等の取り組みは、財政効果にもつながりますので、再検討をお願いします。  
・割合を指標とする場合は、以下の（指標の基準・考え方）欄に、分母分子の項目とその内訳を記載して下さい。

#### ○新設（指標の基準・考え方）

・国、県、類似自治体等の平均より高い(低い)ため、行革を通じて増加(削減)する。過去の実績値や取り組みの傾向を踏まえて、行革によりその数値を増やす(削減する)等、指標の基準を追記して下さい。  
・効果額の捉え方についても、この欄に記載して下さい。旧シートの「効果額の捉え方」「参考」の欄に、その旨を記載済みの場合は、こちらの欄に転記して下さい。

#### ○確認

・新設の「実施項目設定の経緯・背景」「目指す具体的効果」「指標の基準・考え方」等に該当する記載がある場合は、それぞれ適当な欄への転記をお願いします。

# 行政改革アクションプラン 実施項目一覧

資料 3

基本方針	推進項目	項目番号	実施項目	担当課	5月23日	7月25日	ページ
基本方針1 職員力と組織力の向上	(1) 改革を実行できる職員の育成	1	職員の育成による市民サービスの向上	職員課	○		
		2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上	職員課、関係各課	○		
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課		○	2
		4	多様な働き方の実現	政策課	○		
				職員課	○		
		5	RPA、BPRの推進	政策課、情報課	○		
		6	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課		○	3
	(3) 業務改革による生産性の向上	7	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	議事課、庶務課、関係各課(政策課)	○		
				情報課、関係各課	○		
				法務課、関係各課	○		
		8	入札及び契約制度適正化の更なる推進	契約管理課		○	4
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立	(1) 公共施設マネジメントの強化	9	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課		○	5
	(2) 経常的な経費の効果的な配分	10	効果的な予算編成業務	財政課		○	6
		11	補助金・負担金の総点検	政策課、関係各課(監査課)		○	7
	(3) 安定的な自主財源の確保	12	受益者負担の適正化(施設使用料・手数料)の総点検	政策課、管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課		○	8
		13	徴収率の維持・向上	納税課	○		
		14	特別徴収の推進	市民税課		○	9
		15	相続登記の促進	資産税課		○	10
		16	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課	○		
		17	寄附金制度の有効活用	商工観光課、関係各課(政策課)	○		
		18	効果的な資金運用	会計課、関係各課		○	11
ビ率基本的本の方構築3した効果的サ・イ効	(1) 行政サービスのデジタル化推進	19	行政手続のオンライン化の拡充	情報課、関係各課	○		
		20	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	情報課、市民課	○		
	(2) 多様な主体との連携と協働	21	公民連携(PPP／PFI)事業の推進	政策課、関係各課	○		
		22	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課(監査課)		○	12
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供	23	行政評価の効果的な運用	政策課		○	13

分類	<b>基本方針1 職員力と組織力の向上</b>					
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり					
項目番号	3	担当課	職員課	財政効果	⊖	
実施項目	人的資源の適正配分と労働時間の適正化					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	全国的に生産年齢人口が減少する社会情勢下、職員数の現状維持は困難となることに加え、行政需要の増加が見込まれることから、適切な職員配置により、効率的かつ効果的な行政運営に向けて取り組む必要がある。また、心身の健康とワークライフバランスの実現は、職員が能力を最大限発揮する環境整備が必要である。					
目的	職員数減少を見据えた組織改編により人的資源の適正配分を図る。また、職員の心身の健康管理とワーク・ライフ・バランスの実現により職員が能力を最大限発揮することで、行政サービスの充実を図る。					
取組概要	<p>「いなべ市第5次定員適正化計画」及び「いなべ市人材育成基本方針」に基づき、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定員管理　職員減少においても複雑化する行政需要に対応できる体制整備のため、組織改編により職員の適正配置を行う。</li> <li>○健康経営の取り組み　元気みらい都市いなべを推進していくためにも、市役所職員が率先して健康づくり活動を行うことが重要であることから、令和6年度の元気健康づくり宣言を基に健康づくり活動に取組む。</li> <li>○時間外勤務の縮減に向けた取り組み支援　発生要因を分析し、各課の時間外勤務の縮減に向けた取組を支援する。</li> </ul>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	適性な人員配置及び業務改善(電子化等)により、時間外勤務時間数が縮減する。時間外縮減により職員の心身の健康とワークライフバランスの実現を目指す。					
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員人件費(議会ほか)事業</li> <li>○特別職員人件費(総務)事業</li> <li>○会計年度任用職員関係費事業</li> <li>○職員給与事務事業</li> <li>○職員福利厚生事務事業</li> <li>○公平委員会事務事業</li> <li>○会計年度任用職員人件費(職員給与)事業</li> <li>○地方公務員災害補償負担金事業</li> <li>○会計年度任用職員人件費(庁舎管理)事業</li> </ul>					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	定員管理(適正配置)	検証・調整	検証・調整	検証・調整	検証・調整	検証・調整
2	健康経営の取り組み	年度計画・実施・検証	年度計画・実施・検証	年度計画・実施・検証	年度計画・実施・検証	年度計画・実施・検証
3	時間外勤務の縮減に向けた取組支援	分析・取組支援	分析・取組支援	分析・取組支援	分析・取組支援	分析・取組支援
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	「いなべ市職員元気健康づくり宣言」の職員周知率	目標数値 R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値					
2	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	「知っている」職員数（分子）／全職員数（暫定再任用職員、ストレスチェック対象会計年度任用職員含む）（分母） ストレスチェックと同時にアンケート実施し、周知率により職員意識の浸透を評価する。（参考：R6実施結果47.0%）				
	1人あたりの年間平均時間外勤務時間数	目標数値 R7度実績を基に設定する	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
	実績数値					
3	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	組織改編、職員の適正配置、DX活用等による業務改革等の効果を、時間外勤務時間数の縮減で評価する。				
	参考					

分類	<b>基本方針1 職員力と組織力の向上</b>					
	(3)業務改革による生産性の向上					
項目番号	6	担当課	会計課、関係各課	財政効果	—	
実施項目	電子化の推進による業務の効率化					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	予算執行に伴う財務伝票処理は、市の基幹業務であるため、各担当課における所要時間は膨大であり、業務の最適化と改善が必要である。 予算規模の拡大により処理する伝票数も増加しており、業務プロセスの見直しによる業務効率の向上が求められている。					
目的	会計事務を電子化することで、業務のオンライン化など効率的な業務の遂行を推進する。					
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子による請求書受取の検討を行う。</li> <li>○会計事務に係る電子決裁システムの導入検討を行う。</li> <li>○財務会計システムの改修、運用方法、会計規則の見直しを行う。</li> </ul>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	伝票審査時間の減少は、業務の短縮につながり、人件費の削減につながる。 全局的には業務時間の短縮に加えペーパーレスの観点からもコスト縮減を図ることが出来る。					
主な事業	○出納事務事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	電子請求書受領の導入	検討	検討結果を踏まえた対応	実施検証	実施検証	実施検証
2	会計事務の電子決裁の導入	検討	検討結果を踏まえた対応	実施検証	実施検証	実施検証
3	財務会計システムの改修	改修に向けた検討		システムの改修・実施・検証		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		1 指定電子請求書 の件数	目標数値	—	—	2,600件
	実績数値					
1  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	令和6年度の支出負担金兼支出命令書のうち需用費での支出は8,000件ありました。うち名寄せ振込の件数は2,600件でしたので、10年度はそこを対象とします。次年度は消耗品費4,800件に拡充し、次々年度は需用費全体へと拡充します。					
参考		電子請求書は2種類 ①市が指定する請求書 ②債権者独自の請求書 ①の市が指定する請求書を推奨し、受領した請求書を財務会計システムに連携することで業務時間の短縮につながる。				

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上					
	(3)業務改革による生産性の向上					
項目番号	8	担当課	契約監理課	財政効果	⊖	
実施項目	入札及び契約制度適正化の更なる推進					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	入札・契約制度をめぐる環境は、近年大きく変化してきている。このため、公共調達は良質・安価な調達であることに加えて、発注者、受注者ともに適正化を的確に理解し、公共工事、調達に対する住民の信頼を得ることが必要である。					
目的	透明性・競争性を考慮しながら契約制度適正化に更なる推進を図る。					
取組概要	入札時期の平準化、談合防止対策等の入札や契約に係る制度の見直し・検討を行う。 ○年間を通じた工事量等の安定により入札不調・不落の抑制、安定的な工期の確保、職員の事務作業の負担軽減等を図る。 ○入札談合について厳正に対処するとともに、職員に対して未然防止の意識付けを図る。					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	今後、消防施設の建替え、学校施設の耐震補強等の大規模な工事に向けて適切な発注方法で進めていくことで、透明性のある入札及び契約事務につながり、職員の意識改善が出来る。					
主な事業	○入札契約事務事業 ○工事検査事務事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	入札・契約制度の適正化	調査 検討	調査 検討	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	事務事業の行 政評価実施件 数	目標数値	仕組みづくり	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値				
	効果額					
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受 けて追加)	令和8年度、令和9年度の2か年で調査・実態を把握し、各所属で実施に 向けた調整・検討が行われるようにし、職員の意識改革を目指す。				
	参考					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(1) 公共施設マネジメントの強化				
項目番号	9	担当課	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	財政効果	⊖
実施項目	公共施設等マネジメントの推進				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	人口減少や少子高齢化、財政状況の悪化などに対応するため、公共施設の数や規模を最適化する公共施設の適正配置が必要です。施設の統廃合、複合化、規模の縮小、長寿命化などを検討し、持続可能な行政サービスの提供を目指そうとするものです。				
目的	公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の適正な配置を実現し、持続可能な自治体経営の確立を目指す。				
取組概要	○いなべ市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来の人口動態と縮小する財政規模を見据え、公共施設の保有量の適正化を推進するため、施設管理部門に毎年ヒアリングを実施することで、現状を把握し進捗管理を行う。				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	公共施設配置の適正化により、維持管理費の抑制を図る。				
主な事業	○庁舎維持管理事業 ○北勢庁舎維持管理事業 ○員弁庁舎維持管理事業 ○公共施設整備事業 ○公有財産維持管理事業 ○教育委員会事務局事業 ○公立小学校管理事業 ○大安庁舎維持管理事業 ○土木施設使用管理事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	いなべ市公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	計画進捗率 (%)	目標数値 (進捗に応じて設定)	(進捗に応じて設定)	(進捗に応じて設定)	(進捗に応じて設定)
		実績数値			
1	効果額				
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		公共施設等マネジメントの取組により、公共施設等の廃止、統廃合などの計画を立て、施設ごとの計画完了状況を算出する。公共施設等の削減に伴う維持管理費の削減額を効果額とする。			
参考					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(2) 経常的な経費の効果的な配分					
項目番号	10	担当課	財政課	財政効果	⊖	
実施項目	効果的な予算編成業務					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	人口減少による収入減、少子高齢化による社会保障経費の負担増や高止まりする公債費をはじめ、年々増加する経常的経費、老朽化した施設の更新に係る支出増など、様々な要因による厳しい財政状況を見据え、持続可能な財政基盤を確立するため、行政評価結果を翌年度予算編成につなげる仕組みづくりが必要がある。					
目的	限られた財源を効果的・効率的に活用する予算編成を推進する。					
取組概要	○枠配分予算を一律の割合で圧縮する取組を令和11年度まで継続して実施する。 ○枠配分予算の圧縮を「補助金・負担金の総点検」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて枠配分予算の仕組みづくりをする。 ○枠配分予算の圧縮を「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて枠配分予算の仕組みづくりをする。 ○全体予算の圧縮を「行政評価の効果的な運用」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて仕組みづくりをする。					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	枠配分予算の圧縮により、職員のコスト意識改革と予算の過大計上等の抑制につながる。全体予算の圧縮により、本市の収入に見合った予算編成が可能になり、持続可能な財政基盤の確立につながる。					
主な事業	○財政管理事務事業 ○公債費償還元金事務事業 ○公債費償還利子事務事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	枠配分予算の一括圧縮	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	
2	「補助金・負担金の総点検」による枠配分予算の圧縮	仕組検証(政策課)	仕組検証(政策課)	検証・実施(先行)	検証・実施(先行)	
3	「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」による枠配分予算の圧縮	仕組検証(政策課)	検証・実施(先行)	検証・実施(先行)	検証・実施(先行)	
4	「行政評価の効果的な運用」による全体予算の圧縮	仕組検証(政策課)	仕組検証(政策課)	検証	検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	枠配分予算の 圧縮額	目標数値	前年度の実績を 基に設定	前年度の実績を 基に設定	前年度の実績を 基に設定	
		実績数値				
2	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)		枠配分の圧縮額を効果額とする。			
	全体予算の 圧縮額	目標数値	—	—	—	行政評価に基づき目標設定
		実績数値	—	—	—	
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)		全体予算の圧縮額を効果額とする。			
	参考		枠配分予算の一括圧縮の実施は、今般の物価高騰が落ち着くまでの間、物価の動向を踏まえ、毎年、実施の可否又は圧縮率を検討することとする。			

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(2) 経常的な経費の効果的な配分					
項目番号	11	担当課	政策課 関係各課(監査課)	財政効果	⊖	
実施項目	補助金・負担金の総点検					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	地方自治法第232条の2において、補助金は公益上必要があると認めた場合に補助をすることができるとされている。については、補助金が効果的かつ有効に執行されていることを検証できる仕組みづくりが必要である。					
目的	補助金の交付に当たって、市としての統一的な基準と継続的な検証の仕組みづくりにより、補助金の効果的かつ効率的な執行を図る。また、補助金のほか負担金についても適用するものとする。					
取組概要	<p>○補助金の交付目的、対象事業、実施効果等を改めて確認し、補助金・負担金のあり方について検討する。</p> <p>○実績報告に基づき補助金・負担金の支出効果を検証し、翌年度実施に向けた改善見直しを図る。</p> <p>○市単独で支援を行う財政支援団体等については、定期的な協議・調整を行い、経営改善に向けた取組を支援する。</p> <p>○複数の構成団体からの負担金により運営する一部事務組合などに対しては、関係機関と連携し、効果的・効率的な運営に向けて調整を図る。</p>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	団体又は個人の行う特定の事務事業に対する補助費・負担金は、目的や内容が時代に即したものか、補助金額・負担金の妥当性の検証や算定根拠など、効果的かつ有効に執行されていること(補助金・負担金チェックシート)を策定し、検証を行うことで透明性を確保する。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	補助金・負担金の総点検	チェックシート 策定、検証	検証	検証	検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	補助金・負担金 の削減額	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	補助費等は、一部事務組合負担金を除くと類似団体を上回っており、個々の補助金・負担金の点検により、補助金・負担金の削減につなげられた額を効果額とする。				
	参考	補助費等 いなべ市 73,508円 (一部事務組合: 2,218円、それ以外: 71,291円) 類似団体 86,355円 (一部事務組合: 17,664円、それ以外: 68,691円) 令和4年度財政状況類似団体比較 (人口1人当たり)				

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(3) 安定的な自主財源の確保				
項目番号	12	担当課	政策課、管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	財政効果	⊖
実施項目	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	受益者負担については、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めるため、適正化の仕組みづくりが必要がある				
目的	施設使用料について、市民負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。				
取組概要	<p>○行政サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、他市事例の調査・研究を進め、基本方針を策定し、十分な検証を行う。</p> <p>○「使用料の適正化に関する基本方針」を策定し、施設使用料について、毎年度原価計算により検証し、適宜見直しを図る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	受益者がどのくらいの割合を負担するのか見える化した上で、使用料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながる。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	基本方針の策定・見直し	調査・研究・策定	見直し	見直し	見直し
2	受益者負担の適正化	検証	検証・実施	検証・実施	検証・実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	使用料の 増加額	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値			
効果額					
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		補助費等は、一部事務組合負担金を除くと類似団体を上回っており、個々の補助費等の確認し、予算（経常的経費）の削減につなげる。			
参考		使用料 いなべ市 2,096円 類似団体 5,457円 令和4年度財政状況類似団体比較(人口1人当たり)			

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	14	担当課	市民税課	財政効果	—	
実施項目	特別徴収の推進					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	三重県は、県内全市町と連携し、平成21年度から個人住民税の特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成26年5月に法定要件に該当する事業主について特別徴収義務者の指定の徹底を開始している。その結果、給与所得者における特別徴収実施割合は90%超まで大幅にアップしている(平成25年度は76.1%)。個人住民税の徴収について大きな効果があり、引き続き高い特別徴収指定率の維持が必要である。					
目的	税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。					
取組概要	○特別徴収制度の周知徹底により納税者等の利便性の向上を図り、徴収率の向上に努める。 ○法律に基づいた制度の説明を丁寧に行い、特段の事情が無い限りは特別徴収を行ってもらうよう事業所の理解を得る。					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	個人住民税の支払いについて、普通徴収は自己責任での支払いのため、特別徴収に比べ未納が多いが(支払忘れ、口座預貯金不足等)、特別徴収は事業所が徴収を行う給与天引きという性質上、特別徴収の指定率が高いほど徴収率も高くなる。そのため特別徴収指定率を維持していくことが財源の確保につながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1 徹徴収率向上の取組		実施検証	実施検証	実施検証	実施検証	実施検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
特別徴収指定率 (市税)	目標数値	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持
	実績数値					
1	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	特別徴収指定率は、県内自治体の中でも高い水準であるが、制度の理解がないまま事業主や経理担当の考え方次第で普通徴収とされるケースがある。事業所に対する働きかけや法定要件に基づいた適切な説明を継続し、財源の確保につなげる。 特徴事業所（分子）／全事業所（分母）				
	参考	地方税法第321条の4で所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない。				

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(3) 安定的な自主財源の確保				
項目番号	15	担当課	資産税課	財政効果	⊖
実施項目	相続登記の促進				
実施項目設定の 経緯・背景  <small>(R7.5/23委員会 提言を受けて追加)</small>	相続登記が完了するまでの間、相続人代表者を納稅義務者に指定してきましたが、納稅通知書の不達やトラブルの原因となることもあるため、これまで窓口における死亡手続きの際には相続登記の促進に努めてきました。しかし、その効果は限定的であり、所有者不明土地の増加を防ぐためには、より影響力の大きな相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)を周知徹底することが必要である。				
目的	相続開始から3年以内での相続登記の完了を促進する。				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納稅通知書を発送する際に用いる封筒に、登記法の改正により相続登記が義務化されたこと等の文言等を印刷することで、納稅義務者に周知する。</li> <li>○窓口において死亡手続きを行う際、登記法の改正による相続登記の義務化を説明することに加えてチラシを配布する。</li> <li>○相続人代表者指定届により管理された納稅義務者に対して、相続開始から3年目となる年度に忘却による未相続を防止するための通知を行う。</li> </ul>				
目指す具体的効果  <small>(R7.5/23委員会 提言を受けて追加)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続登記の促進による所有者不明土地問題の減少。</li> <li>○相続登記の促進による相続人調査等に係る事務負担の軽減。</li> </ul>				
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産評価事務</li> <li>○資産税賦課事務</li> </ul>				
実施内容		実施時期			
1	納稅通知書発送用の封筒への周知文言等の印刷	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		実施	実施	実施	実施
					実施
2	死亡手続きの際の啓発用チラシ配布	実施	実施	実施	実施
					実施
3	相続人代表者に相続開始から3年目となる年度に通知を行う	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
					実施 検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	相続人代表者を納稅義務者としている数	目標数値 R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値				
<small>(R7.5/23委員会提言を受けて追加)</small>		年度ごとに相続人代表者数における相続登記完了数の割合を算出し、その割合を前年度以上とすることを目標数値とする。 計算式=相続登記数（分子）／相続人代表者（分母）			
参考		相続人は、不動産(土地・家屋)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務化され、正当な理由なく相続登記しない場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。			

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	18	担当課	会計課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	効果的な資金運用					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	持続可能な財政基盤を確立するため、その時点における最適な資金運用方法を検討し、資金運用により得られる運用益を自主財源として確保する必要がある。					
目的	効果的な資金運用を検討し、新たな歳入の確保を図る。					
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最新の金利動向を踏まえた定期預金の書替、預替を実施する。</li> <li>○資金の流動性を確保した上で債券購入による運用を行う。</li> <li>○引き合い方式での預け入れを検討する。</li> <li>○基金の一括運用について検討を行う。</li> </ul>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	預金や積立金を安全かつ効率的に運用することで、自主財源の増加につながる。					
主な事業	○出納事務事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	定期預金の書替、預替による運用	検討・ 実施	検討・ 実施	検討・ 実施	検討・ 実施	検討・ 実施
2	債券購入による運用	検討・ 実施	検討・ 実施	検討・ 実施	検討・ 実施	検討・ 実施
3	引き合い方式での預け入れの検討	検討		実施・ 検証	実施・ 検証	実施・ 検証
4	基金の一括運用の検討	検討		実施・ 検証	実施・ 検証	実施・ 検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	運用益  指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	目標数値  15,900千円	15,900千円	15,900千円	15,900千円	15,900千円
	参考	実質運用可能額（計算上運用可能な元本の上限額）：前年度末全基金残高 - 当年度繰替運用使用額により算出した額。 年度ごとの1年定期預金基準利率：指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関における1年もの定期預金店頭利率のうち、年度内の採用期間が長かった利率を比較し、最も高かったものを基準利率とする。				

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築				
	(2) 多様な主体との連携と協働				
項目番号	22	担当課	管財課、関係各課(監査課)	財政効果	⊖
実施項目	指定管理者制度の効果的活用				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理について、民間事業者等のノウハウを活用することで住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として導入された。いなべ市では、平成18年度から障がい者福祉施設やキャンプ施設等で導入しているが、改めて本制度の趣旨に照らして、新規指定及び制度の更新の要否を個別に精査する必要がある。				
目的	指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。				
取組概要	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○指定管理者によるセルフモニタリング、利用者満足度調査等を通じてサービスの品質を評価しサービスの向上とコストの削減を図る。 ○指定管理者の創意工夫・ノウハウを活用した自主事業の実施や新たな連携等により、更なるサービスの向上とコストの削減を図る。				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	指定管理者制度を効果的に導入し、委託契約と比べて、サービスがきめ細かくスピーディで、費用対効果が高くなることで、利用者の満足度向上につながる。また、制度の更新の要否を個別に精査し、経費の削減を図る。				
主な事業	○指定管理者選定事務事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	指定管理者制度の有効活用	検討結果を踏まえた対応			
2	山郷重度障害者生活支援センター	実施・検証			
3	大安障害者活動支援センター	実施・検証			
4	立田公園	実施・検証			
5	藤原岳駐車場	更新	実施・検証		
6	農業公園	更新	実施・検証		
8	宇賀渓キャンプ場	実施・検証	更新	実施・検証	
9	ウッドヘッド阿下喜	実施・検証		更新	実施・検証
10	青川峡キャンピングパーク	実施・検証		更新	実施・検証
11	オレンジ工房あげき	実施・検証		更新	実施・検証
12	大安ぴあハウス	実施・検証		更新	実施・検証
13	篠立きのこ園	実施・検証		更新	実施・検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	指定管理者選定委員会で審査した施設数	目標数値	2	2	1
		実績数値			4
効果額					3
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		指定管理者選定委員会では新規指定や更新の審査だけでなく、指定管理期間中の進捗状況の確認（現地視察含む）等を行い、可否を判断する。その審査した施設数を指標とする。			
参考					

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築				
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供				
項目番号	23	担当課	政策課	財政効果	⊖
実施項目	行政評価の効果的な運用				
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)により、国は、効果的・効率的な行政の推進と説明責任を果たすことを目的として政策評価制度を導入した。本市においても、平成26年にいなべ市行政体系を構築し行政評価を実施してきたものの、予算編成につなげる仕組みづくりが必要である。				
目的	施策や事務事業の方向性について、施策の成果や市民満足度などから総合的に判断し、適正な行政資源の配分を図る。				
取組概要	<p>○評価対象事業を精査した上で、事業の成果、市民ニーズ、事業の必要性、事業内容、事業コスト、業務負担などの観点から総合的に判断し、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しなどを図ることで、次年度以降の事業内容の検討や予算編成に活用する。</p> <p>○総合計画における各施策を対象として、施策の成果や目標の達成状況、市民満足度などの観点から総合的に判断し、施策の内容や実施コストの方向性を整理し、次年度以降の施策内容の検討や予算編成に活用する。</p>				
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	事務事業について、必要性、妥当性、有効性、効率性等の観点から評価機能の充実強化を行い、改善方策等、今後の方向性(予算編成等)につなげる。				
主な事業	<p>○行政改革推進事業</p> <p>○行政評価運用事業</p> <p>○総合計画・総合戦略推進事業</p>				
実施内容		実施時期			
1	行政評価制度の仕組づくり		令和8年度	令和9年度	令和10年度
			仕組みづくり	実施	実施
					実施
2	事務事業評価		令和9年度	令和10年度	令和11年度
			見直し	実施	実施
					実施
3	施策評価		令和10年度	令和11年度	令和12年度
			見直し	実施	実施
					実施
評価指標			令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	行政評価実施件数	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定
	効果額				進捗に応じて設定
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		政策は、実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられることが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、客観的な評価を行うことで、評価機能の充実をさせる。		
参考			施策評価においては、総合計画審議会、行政改革推進委員会等において、進捗管理により意見を求める		

基本方針	推進項目	項目番号	実施項目	担当課	林公認会計士の指標等に対するご意見 (ご意見反映済のものも含む)	ページ
基本方針1 職員力と組織力の向上	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員管理が空欄になっていますがよろしいでしょうか？</li> <li>・2健康づくり宣言の周知だけでは不十分かと思います。健康づくり活動の実施に関連した指標としてはいかがでしょうか？</li> </ul>	2
	(3) 業務改革による生産性の向上	6	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討段階で指定電子請求書が可能かどうかを検討することから、開始年度から対応可能な件数を目標値にできるのではないか？</li> </ul>	3
		8	入札及び契約制度適正化の更なる推進	契約管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体の事例を参考にするのであれば、2か年は長くないでしょうか？（システム等の委託を考慮したためでしょうか。）</li> <li>・実施内容をもう少し限定するなどした方が具体化できるのではないか？</li> <li>・指標が事務事業評価の件数になっていますが、実施内容や目的に照らし適当でしょうか？</li> <li>・「過去の傾向を踏まえて、」が、前文とのつながりがないように思います。「効果を上げていく。」のはどのような効果ですか。</li> </ul>	4
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立	(1) 公共施設マネジメントの強化	9	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画進捗率は具体的にはどのように計算をするのでしょうか？</li> </ul>	5
	(2) 経常的な経費の効果的な配分	10	効果的な予算編成業務	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動向を踏まえた目標数値の設定となると、例年通りの予算と同じにならないでしょうか？収入に見合った予算編成がなされていないのであれば、過大になっている予算額を例えば5年で対応できるような目標値にしてはいかがでしょうか？</li> <li>・実施内容の一部は実施になっていますが、令和8～11年は空欄でよいでしょうか？</li> </ul>	6
		11	補助金・負担金の総点検	政策課、関係各課（監査課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常的経費の削減となっていますが、そのまま「補助金・負担金」の削減額としてはいかがでしょうか？</li> </ul>	7
	(3) 安定的な自主財源の確保	12	受益者負担の適正化（施設使用料・手数料）の総点検	政策課、関係各課		8
		14	特別徴収の推進	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90%以上の特別徴収指定率の妥当性の考え方を記入してください。残りの10%未満は、●●●の要因があることから、90%以上とするなど。</li> </ul>	9
		15	相続登記の促進	資産税課		10
		18	効果的な資金運用	会計課、関係各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の記載内容（指標の基準・考え方）から見ると年度ごとに金額が異なると思われます。</li> </ul>	11
基本方針3 行政効率化・効果化の構築で	(2) 多様な主体との連携と協働	22	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課（監査課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果は施設毎に発生することから、開催回数よりも開催した施設の数の方が適当ではないでしょうか。また、効果額が指定管理者からのみですが、再公営化の効果額は含まれないのでしょうか？</li> <li>・（指標の基準・考え方について）この拡充は、更新と同じ内容を指していますか。</li> </ul>	12
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供	23	行政評価の効果的な運用	政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2の実施とフォローアップはセットかと思いますので、表示の仕方も同じようにする必要はないでしょうか？</li> </ul>	13